○４番（福永　啓君）　本日は、吉無田問題、竹バイオマス問題、財政問題の３点について質問いたします。

まず、吉無田問題です。宝珠会及び関連団体による吉無田公園旧のんびり村及び周辺地域への進出開発問題ですが、議会としても正式に進出開発を阻止する決議を行い、町長も阻止すると明言しました。次は、具体的にどのように阻止するかです。今まで、宝珠会及び関連団体による開発進出は時間の長短こそあれ、一般的開発と同じ手続きの中で進んでいるといえます。なぜ今まで具体的に阻止する手段をとらなかったのか。そして今後はど

のような手段で具体的に阻止するのか、お聞きいたします。

次に、バイオマス問題です。竹バイオマス問題住民訴訟は、町監査委員に続き、裁判所も町長の違法行為を認定し、町に対して約１億円を、山本町長個人に請求するよう命じました。この裁判は町が控訴したことにより、福岡高裁で控訴審が行われることになり、第１回目の控訴審が今月23日に予定されています。竹バイオマス問題では、この控訴、この住民訴訟以外にも多くの裁判が行われています。御船竹資源に対して約３億円の返還を求める裁判、補助金を違法に流用した御船竹資源元社長に対して、流用した補助金1,500万円の返還を求める裁判、御船竹資源から約2,400万円の資本金を、違法に引き抜いた出資会社から、引き抜いた資本金を町に返還することを求める裁判などです。このように、幾つもの裁判が町、住民双方から起こされていること自体、竹バイオマス問題の異常性を如実に表していると言えるでしょう。

そして、これら裁判の中では既に確定している裁判もあります。町はバイオマス問題で失った町民の皆様の貴重な税金約３億円を少しでも取り戻すため、速やかに法的手続きを進め、町の損害回復を図らなければなりません。今まで、どのような手続きで損害回復が図られてきたのでしょうか。また今後いつまでにどのような手続きで損害回復を行うのか、お聞きいたします。

最後は、財政問題です。山本町長はたびたび町の借金、特に緊急経済対策及び都市再生整備事業を含む補正債について、町は返さなくてもいい。またときには国が後から代わりに支払ってくれるなどと説明をしています。これは明らかに事実に反しています。このような間違った認識のもと、町財政運営が行われているとしたら、大きな問題です。町は御船町の財政状況にどのような問題点があると認識し、どのような対処をしてきたのか、また今後はどのように財政再建を果たしていくのか、お聞きいたします。

個別の質問に関しましては、質問席より質問いたします。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

まず、行政報告書２号及び３号で、「住民の声を第一に、団体進出と開発行為を強く反対」と町民の皆様に報告をしているところであります。平成26年、昨年の６月にある男性、元益城町長からの紹介で話があったのが最初です。一部の間では、資料や情報収集の中でしっかりとした確認もせず、間違った情報、総務常任委員会の議事録が流されているようですが、町民の不安をあおるような事実と異なった、あるいは歪曲した情報の提供はしな

いでいただきたいと思います。

まず、平成25年６月に、私が会ったと言われますが、平成26年６月の誤りです。修正をお願いします。平成26年６月の誤りです。修正をお願いします。住民の皆様が求めているのは、正確な、かつ住民の不安を解消するような正しい情報の提供であるべきであります。このようなことから、これまでの経緯等を記載して、住民への周知を図っているところであります。

旧のんびり村跡地についての具体的な経緯は、議員各位も十分承知されていると思いますが、再度確認の意味でいま一度説明いたします。吉無田高原一帯の地域については、電力事業の買取制度が始まった頃からこれまでもいろんな企業の方々から、太陽光発電事業等に係る企業の話は何度か出ておりました。しかし、旧のんびり村だけの面積では事業が成り立たないなど、周辺の土地への拡大を考えておられたようですが、御承知のように、周辺区域は農振農用地区域となっており、転用が非常に厳しいことから、事業実施には至っていないところであります。

また、町としても近くに町施設がある緑の村をはじめとする周辺地域は、高原美に優れていることから、ハード事業は土地利用の観点から考えると懸念を抱いているところであり、その後は話も途絶えていたような状態でありました。そういう中で、今回の件の話が平成26年、昨年６月に最初にあり、内容を確認したところ、面積の大小はありますが、西原村を始め、近隣４町村にも同様な案件があっており、早急に県を主に関係機関と連絡会議を行い、情報の交換を始め、法律等での対応等をもって対処しているところであります。

また、この案件につきましては、これまでも幾度となく説明していますが、国道５号をはじめとする関係法令、条例、要綱等により、法に沿った中で、適切に対応するとともに、先ほど冒頭で言いましたように、住民の考えを第一にとらえ、法律に基づき反対の姿勢で対応していっていますし、これからもしていきます。

また、開発許可の申請に際しては、県としっかりと連携を図り、このことは地域住民の同意も必要案件でもあり、安易に許可されることはありません、としてお知らせしているところであります。

あとは自席並びに担当課長から答弁します。

○議長（岩田重成君）　傍聴者に申し上げます。立ちはできませんので、座ってください。いすがあります。いすがありますので、いすに座ってください。

○企画財政課長（吉本正剛君）　それでは、２番と３番の説明を行います。

まず、竹バイオマス問題に関しての返還金及び不当利息返還手続きの現状及び今後の計画についてということで、裁判があっている中で、確定している会社、個人に対する債権等の開始をどのように進めているか。

まず、会社に対しては、これまで何度か報告していると思いますが、61万6,358円の回収ができているところです。また、会社、御存じのとおり2,400万円の資本金の関係は破産管財人を入れて手続きが行われています。さっき言われましたように、３月23日に申し渡しがある予定となっています。

そういう中で、町の債権の整理をして、主張をしているところです。個人に対しても、弁護士と今協議して、しっかりとした調査を行って、その中で準備もし、また進めているところでもあります。現在のところはこの程度のところでバイオマス関係については、説明を終わりたいと思います。

続きまして、町の財政問題について、説明します。先ほどの午前中の一般質問にもありましたが､ダブるところがあるかもしれませんが､確認のところで説明したいと思います。いわゆる現状について、財政状況を表す指標については、いろいろあるんですが、福永議員が言われていますように、経常収支比率というのが言われています。また、公債関連の比率、さらには９月の決算で報告していますように、健全化法に基づく将来負担比率などの数値があっております｡このことについては､皆さんたちも十分御存じかと思いますが、まちづくり計画書の中で、しっかり住民の方にはそういった数字的な指標は御提示して報告しているところであります。そういうところをまたホームページとか、そういったところで掲載をしているところです。

まず、特に注目すべき点で、３つの指標について説明します。１つ目は、財政向上の、いわゆる今言っています経済収支比率です｡弾力性を示すと言われるこの比率については、平成25年度決算において、御存じのとおり前年度より4.7ポイント改善し、88.3％となっています。前年度はたしか93.30％だったと思いますが、4.7％の改善。ちなみに、郡内における平均は84.4％です。まあその中では一番高い数値になっています。また県内についても86.4％ということで、高いほうの位置としての自治体となっております。そういうところで、依然と厳しい状況にあることは認識しているところです。このような中にあることから、本町は、平成16年度に行財政改革プログラムを策定し、22年10月に第２期行財政改

革プログラムを実施してきました。事務事業の見直しや施設の民間譲渡を推進するとともに、安定して町民に行政サービスを提供していくために、財政健全化に取り組んできました。その結果、特に公債費負担比率は前年度に比べ14.3％から10.3％へと大きく改善が図られてきました。

また、将来負担比率につきましても、平成19年度の133.6％から、昨年度では80.7％と、約半分にまで減少してきています。そのような状況からすると、やや改善方向へと読み取れるところです。

２つ目に、地方債元利償還金の標準財政規模に占める割合を示す実質公債費比率は、前年度11.1％から8.9％に改善になっています。郡内における団体の平均は5.6％であり、この数値からすると郡内では一番高いほうです。県内の市町村においては、10.0％であり、県内から比べるとおおむね良好ということで推移しています。

この実質公債費比率は、地方債の元利償還金から交付税措置される分を引いたものを標準財政規模で割って算出しています。したがって、国が交付税で見てくれる額が除かれているということから、実質的には町民が負担しなければいけない地方債の元利償還金の割合を示すものです。このことから、平成20年度の財政健全化計画に基づく繰上償還に取り組んできたことにより、将来的な公債費負担を減らすことに加え、償還利子の負担軽減を図ることができたと考えます。

繰上償還の財源の確保については、経常的な経費の節減による余剰金や補助事業の裏負担分や単独事業において、国の経済対策であるきめ細やかな交付金や、今回の緊急経済対策交付金など積極的に充てたことにより、地方債の借り入れを抑制できたことが、実質公債費比率を下げる要因になっていると分析しています。

３つ目、最後ですが、一般会計が将来にわたって負担しなければいけない実質的な負債総額の標準規模に占める割合、いわゆる将来負担比率といいますが、これは前年度の76.5％から80.7％となっています。郡内における団体の平均は約50％、５町のうちかなり高い数字ではあります。県内の市町村においても、約48ぐらいですので、高いほうです。

そういうことから、この将来負担比率は借金である地方債のほか、債務負担や消防清掃一部事務組合の負担金、また、職員退職手当や上下水道への公債費繰出金などが考えられるすべての負債総額から、今ある基金や将来入ってくる交付税などの財源を差し引いた実質的な負債の総額で算出されます。平成24年度までは、将来負担すべき地方債の現在高を

繰上償還により縮減したこと、またさらに基金積立金の確保により、充当可能財源が増加したことで、年々比率は減少してきました。平成25年度は、国の緊急経済対策に係る一般会計の起債残高や、上下水道事業の起債残高の増加が将来負担比率を押し上げる要素になっていると分析しています。

こういった中で、課題と対策として、課題としては、平成25年度決算に基づく県内市町村の状況から言えば、御船町の財政状況は良好とは言えません。また特別会計に対する一般会計からの繰り出しは、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計など、いずれの特別会計も、今後の一般会計からの繰り出しが増加していくと予想されます。

一方、歳入では、全体の半分を占める地方交付税と町税については、人口の減少が収入の減に直結することにより、地方財政の原則である「入りを図って出ずるを制す」からすれば、今後の財政運営に当たっては、厳しく引き締めていく必要があると考えています。こういった中での対策として、今後の財政運営に向けて、まず歳入の確保の視点で人口減少に歯止めをかけ、地方交付税と町税を確保するという視点での施策の推進、例えばこれから御船町に住もうという皆さんに対する雇用の創出だったり住宅の取得、子育てに対する助成が充実していかなければならないと考えます。

次に、歳出の削減という視点で、特別会計への繰出金の抑制のため、独立採算制を目標とした、利用者負担の見直しを図ることや、さらに一般会計を含めて、真に必要な事業の絞り込みを行うことが必要であります。

最後に、地方債残高は近年の経済対策等に伴う大型事業の実施等により、平成16年度と25年度を比較すると、約10億円上回りましたが、その一方基金残高については、８億円の積み増しとなっています。このことから、財政運営に必要な影響を及ぼすと考えられる公共施設の将来的な整備と管理のあり方について、今日の急激な少子高齢化、人口減少など、御船町を取り巻く情勢が大きく変わっている中で、将来を見据えた施設の利用のあり方を検討することは大変重要なことであり、施設整備計画の策定に当たっては、施設の目的や必要性を十分に検討することはもちろんのこと、既存施設の整理、統合、廃止を意識したものにすべきと考えています。依然として厳しい財政状況であることから、今後も引き続き行財政改革を確実に実行し、健全財政の維持に努めていくところです。

○４番（福永　啓君）　それでは、吉無田問題から質問させていただきます。

私は吉無田問題について、一昨年の８月と去年の11月に関連質問をしています。その中で、町が正式に今回の問題について認識したという６月20日、以前にもいろんな開発の話があり、その中で、今回問題になっている大型開発計画であるサッカーコート３面ですとか温泉施設ですとかの話があったと答弁されていますが、この話は、実際いつ、誰から、どのような形で説明を受けられたのでしょうか。開発の主体はどこだと聞いていらっしゃったのでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　先ほど町長の説明にもありましたが、吉無田のほうは、東海電機がゴルフ場をされていたかと思いますが、そのあたりの企業の運営等が厳しかったと思いますが、聞いて、電力関係の事業の話が全国的に広がっている中で、一概にこちらも、企業はいろいろありますが企業名は控えさせていただきます。多種多様といいますと言い過ぎかもしれませんが、５～６社から10社ぐらいの間では、いろんな形であそこに太陽光発電をしたいと。これも答弁しているかと思いますが、場所が場所で、ある程度線をまた引き直さなければいけないということで、そちらに莫大な資金がかかるということで、やはりあそこで電力関係の事業をするには、100ヘクタール規模ぐらいの面積がないとできないような話、そういった話が常に来ておったということです。

そういうことで、この話が６月頃来たときは電力の話ではなかったんですが、そういった公園計画とか、そういうのが話が平成26年６月に話をされに来たと。だから、今回は違う話が来たなというところで、話を聞いたところです。

○４番（福永　啓君）　・・・の話です。電力の話は一切していませんから、その話は結構です。サッカーコート３面ですとか温泉施設ですとか、そういう話が６月20日以前に来ていたと思います。それはどのような方から、どのような人から来たわけでしょうか。そのあたりをお願いします。

○町長（山本孝二君）　反問権をお願いします。

○議長（岩田重成君）　はい。

○町長（山本孝二君）　福永議員は、平成25年６月に私が会ったと言われていますが、その点を先ほど修正してくださいと言いましたけど、その点はいかがお考えですか。

○４番（福永　啓君）　平成25年６月ですか。何の話かよくは。この質問の意味を失するためと、それは反問権の趣旨に外れていますので、意味がわかりません、私が言っていることは。町長ちょっと待ってください、興奮せずに。質問をまず、一般質問を続けましょう。

今の質問は、私がしているんですけど、全然意味が通じないので、まず平成26年６月以前に、ソーラーの話ではない、このようなサッカーコート３面ですとか温泉施設ですとか、何とか植樹して何とか公園をつくるとか、そういうものがいろいろな話の中で来ていたわけです。その話は誰からどのような形でいつ来たんですかと。そこの開発主体はどこという説明を受けていたんですかということをお聞きしているんです。

○企画財政課長（吉本正剛君）　来てたですよと言われるのは、私たちはそのことは知りませんでした。知っていません。

○４番（福永　啓君）　11月の一般質問で、６月20日以前にサッカーコート３面ですとか温泉施設ですとか、何か植樹をして公園をつくると、そういう計画みたいなものが、いろんな話の中でそういう話はありしたと、吉本課長が答えているんですよ、11月に。

○企画財政課長（吉本正剛君）　福永議員が言われているのは、そのときの議事録をそのまま引用されていると思いますが、私の本位はそういう意味で回答した覚えはありません。

○４番（福永　啓君）　そのときの映像もありますから、御覧になっていただければわかりますけど、６月20日以前に少なくともそのような計画がありましたかと、私は何回もしつこく聞いて、あなたはありましたと答えています。そして、その後に、課長、そのときに私も６月以前に、吉無田観光開発株式会社だったかよくわからないんですが、そういうのを後々見た記憶もございます。６月20日以前に、サッカーコート３面ですとか温泉施設ですとか、そういうのが、いつかは私は知りませんよ、実際に町に働きかけられたのは。それは、じゃあ課長は、よろしいですか、これは言ってくださいよ。きちっと、後々明らかになりますからね。６月20日以前に、そういう計画自体は町には一切来ていなかったわけですか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　一切来ていません。それから、再度議事録を私も読みましたが、読み方によっては、私がそのような形で答えているように見えますが、私の本意はそういうことではないということを、先ほど申したんです。

○４番（福永　啓君）　11月の議事録ですよね。よろしいですね。そのときの議事録を読んでいるけど、そういう６月20日以前には、一切そういう計画は知らなかったと。そういう計画は誰からも見ていないということですね。わかりました。それで、あとは、次は、あと１つ確認なんですが、これも総務委員会で、私も出席いたしました。ここには出席されました議員の方もたくさんいらっしゃると思うのですが、それが、平成25年の８月ぐらい、

再三総合開発の方が町に説明に伺ったということを言っていらっしゃったんです。私のメモの中ではそうなっています。そういう事実はありますか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　ありませんが、いろんな情報というか、出しておられる中で、そこは住民の方が正しい情報を知りたがっておられますので、今のような形でしっかり確認して住民の方には周知をしてください。全然違う内容で流れているようなことになりますので、住民の方が一番迷惑されると思いますので、今のようにお互いがしっかり確認したところで、掲載される分は掲載してもらいたいと思います。

○４番（福永　啓君）　私は議会の公務として行った議事録でこれは書きました。あれ見ました。さっきあなたが違うと言っても、客観的に見れば、そうとは決して思えません。それと、総務委員会に対しても、これは議会の公務として行ったものなんですね。それを根拠にして書いているわけなんです。町長が今おっしゃっているのは、「おれは違う、おれは違う、おれは言っていない」と、すべて自らの判断なんですね。だから、それは客観的根拠とは言えないんです。だから、聞いている、聞いていないとかいう話はいいです。もうあなたはもういいです。

次です、まず一つ一つ確認していきましょう。あなたが言っていないと言うんだったら、いいですよ、それで。

○町長（山本孝二君）　議会は一問一答方式で、私もきちんと答えますけれども、きちんとやってください。先ほど平成25年の６月に町長は知っていたということを、ここに文章を書いてあるじゃないですか、あなたが書いているのに。のんびり村が購入される以前に、町長は開発計画を知っていたと書いています。その根拠は何ですか。

○４番（福永　啓君）　遅くともです、もっと前かもしれないです。それはわかりませんよ。根拠としまして私が挙げていますのは、先ほど最初に言いました総務委員会での業者の発言です。それはそう発言しています。これは真実かどうかわかりませんよ。それだけで言っているんじゃないんです。その後に、課長がおっしゃった、平成26年の20日以前に公園をつくるとかいう計画があったと。まあいろんな話の中でそういう話はありましたとおっしゃっています。そういう根拠があるんです。そういう発言をもとに書いているんです。だから、それを否定するのであれば、それを私は議会の活動としてそれをやっているわけなんです。いいですよ、あなたは否定されても、もう。［「議長、議長」と呼ぶ者あり］そう熱くならない、熱くならない。［「議長、お願いします」と呼ぶ者あり］私は質問してい

るんだから、ちょっと静かにしてください。[「議長、大事なところだから」と呼ぶ者あり]大事なところです。大事なところです。それはあなたにとっては大事なところかもしれませんけど、私は、私が質問してるんです。黙ってください。私が質問してるんです。今回は、あなたの質問じゃないんです。で、反問権はこの質問に対してです。だから、私が聞いてる、いや、もうそれでいいと言っているじゃないですか。だから、あなたは否定するなら否定してもかまわないと。[「答弁をさせてくださいよ」と呼ぶ者あり]答弁は要らないと言ってるんですから、結構です。それで、まず、続きます。もう熱くならないでいいですから、ちゃんと議論しましょう。だからいいって言っているじゃないですか、あなたがそう言うんだったら。私はそうじゃないという根拠をもって言っていますから。[「・・・ください」と呼ぶ者あり]

で、次は、まず去年の７月以降あなたたちは御存じないとおっしゃった、それがです。ところが、一昨年の８月の一般質問において、中山間部の乱開発において、危機感があると、町長も答弁されてますね。その時点で既に西原の問題は表面化しておりました。もう既に議長辞職までという状態になっておりました。町としては、その時点では、その西原の問題等についてどのような情報収集をなさっていたんですか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　その前に、先ほど総務常任委員会で言われて、自分はほんなこつかわからんでも何か流したような、自分のミスを今言われているようですが、総務常任委員会の会議録は、しっかり確認されていないようです。私もテープを起こしまして確認しましたら、昨年のじゃなくて、今年の８月と言っておられます。何回もスピーチを確認しました。また、そう言われても、事実昨年の６月からしか知りませんので別にそれでいいんですが、経緯については、先ほど言っておられますように、こういった売買届が来てからいろんな国土利用法に基づくのが来てから、即そのあたりは県と連絡会議を開いて対応をしたところです。

○４番（福永　啓君）　一昨年の８月の話ですけど。今のは誰ですか。

○町長（山本孝二君）　今、吉本課長が言ったじゃないですか。大事なところなんですよ。あなたは議会の総務委員会の参考人招致で、その平成26年の、26年と言っているのを、あなたは25年と言って書いているわけですよ。すると１年違うわけです。そこをどう思いますかということを言っているわけです。

○４番（福永　啓君）　私は聞きました。その中の議事録も見ました。客観的に、正直申しま

して、そこのテープも聞きました。吉本課長が言うようには聞こえません。私も聞きましたよ。それは聞こえる聞こえないというのは、私は聞こえませんよ。そして、最初の客観的業者が書いたものには、一昨年と書いてあったですね。そういう、それをもとに私たちは判断するしかないんです。よろしいんですか。だから、あなたが聞いたからこう聞こえたじゃないんです。だから、それをもとにやっているんです。だからそれが違うと言うんだったら、今度業者の方をじゃあ証人喚問か何かをして、「本当はどうだったんですか」と。これは聞き間違いとかいう問題ではなかったんだったら、それを初めてして、初めてできることなんですね。だから、そういうことなんです。あなたが思う、思わない、聞こえた、聞こえないじゃないんです。

○町長（山本孝二君）　それは、聞き方、それから議事録、会議録で、それは私もその場所にいませんのであれなんですけど、福永議員は自分が思ったならそれでいいじゃないですか。しかし、こうやって書かれると町民は迷うわけですよ。あなたがしていることはどういうことかわかっているんですか。ほかにも数字的には間違いばかりですよ。しっかりしてください。

○議長（岩田重成君）　傍聴者に申し上げます。立っている方は座ってください。いすがあるでしょう。

○４番（福永　啓君）　私から言わせれば、町長が言っていることが間違っているばかりと。あなたのことが全く正確性を欠いているとしか言えないわけなんですね。私は自分の思っていることを書いている。それはもういいですよ、あなたはそう思っていらっしゃるんだから。質問を続けさせてください。時間がないんですから、延びますよ、時間が。

まず、さっき言った一昨年の８月の一般質問の答弁において、中山間部の乱開発の危険性があると、町長は認定していらっしゃいました、言ってらっしゃいましたよね。その時点で西原の問題は表面化していたんですが、町としてはそのときにどのような情報収集をなさったんですかという話をしているんです。

○企画財政課長（吉本正剛君）　西原にも行って、同じ団体のようなところがありましたので、話を聞いたり、また先ほど言いましたように、県を主体として関係４町がありますので、一緒に今後の対応とか、そのあたりも含めて協議検討をしてきました。

○４番（福永　啓君）　一昨年の８月の話ですよ、私が言っているのは。

○企画財政課長（吉本正剛君）　前も、去年の７月18日に第１回目の会議をしているわけです。

ですから、一昨年なんかの考えは全然私たちのほうにはありません。事案が発生したのは平成26年６月以降の話しかできません。

○４番（福永　啓君）　一昨年の８月では、西原村でこのような開発が行われているにもかかわらず、町としては何ら情報収集しなかった。そういうことが新聞ネタになっているにもかかわらず、町としては知らなかったということですか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　町ではというか、そういった事案はあるものの、まあ御船町にどうのこうのというところまでの考えはありませんでした。

○４番（福永　啓君）　今、一昨年から言っていますからね。そして、その一昨年のときにはじゃそういう情報は耳には入っていたけれども、御船町にそういうのが来るとは思ってもいなかったと。積極的な情報収集は行っていなかったということでよろしいんですかね。

○企画財政課長（吉本正剛君）　その頃は先ほど言いましたように、太陽光発電のほうがありましたから、そちらにいろんな案件が集中していましたので、全然そちらの影響が、今のような形になるという想定はしておりませんでした。

○４番（福永　啓君）　そして、その後７月に、実はその頃私は町に西原村で起こった問題の情報を提供しております、野口課長にです。そしてその頃から多分要綱類の制作を始められたんじゃないかなと思うんです。その後、今年、去年になりまして、６月になりまして、こういうサッカーコート３面とか、そういう温泉施設ですとか、そういう話が入ってきました。そしてそれが正式に届け出があって以降、無断伐採ですとか池の無断工事、ボーリングなどが行われていますね。伐採届も町として確認しています。この無断伐採、池の無断工事、ボーリング、伐採届、これは町として何か止める手段はなかったんですかね。

○企画財政課長（吉本正剛君）　その前に、無断という言葉がちょっと気になりますが。あとはちょっと担当課に説明をお願いしたいと思います。

○４番（福永　啓君）　伐採は知らなかったと、池の工事も知らなかったと、ボーリングも行われるとかは知らなかったと、前の議会で答弁していますよ。このように、一回一回答弁したことが変わると､私たちは何を根拠に書いていいのかわからなくなっちゃうんですね。だから、前に言ったことを根拠に書いているんですよ。無断伐採されたんでしょう。池も知らなかったと言っていましたよね、工事は。ボーリングもそれが行われるまで知らなかったと言っていましたよね。それを事前に、それでこういうことは町として何か止める手段はなかったんですか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　まず、私の範囲の中でお答えしますが、池の改修工事については、知らなかったというか、事案を発見というか、知ってから県と協議して対応はしたところです。ですから、それについてどうのこうのと言われますが、無断というか、そう言われれば無断ということになるかもしれませんが、その対応策としては県とちょうど始まった頃対応して、この件については開発の許可の申請は要らないというところで、共通認識の中で動いているところです。

○４番（福永　啓君）　その６月の時点で、「適合」というのを出していらっしゃいます、売買に関して。これは不適当と出すことはできなかったんですかと前回もお聞きいたしました。例えば「不適」と出したら、これは町に対して問題が生じるんでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　今言われているのは、国土利用計画法に基づく届ですので、その時点で利用目的が現状のまま、まず第一番目は現状のままということでしたので、「不適」ということでは出してないところです。また「不適」とする理由がありません。また県内においてもこういった事案について、不適扱いという事例もないし、そのあたりも県と含めて一緒にこの案件はどのような形の整理をしましょうかということで、しっかり打ち合わせて、町は町としての意見書を付けて、県に進達しているところです。

○４番（福永　啓君）　私も要綱を読みました。そして今回は、一方現状変更なしと言いながら、既に遅くとも６月20日時点では、そういうサッカーコート３面とか、そういう計画が出ていたわけなんです。だから、出ていたんでしょう、６月20日時点では。ですから、その時点で、これは現状変更しないと言いながらも、片方ではそういう計画を持っていると。それは、土地利用の売買には当たらないといって「不適」と書くことは十分可能であったと思います。私も県とお話をしました。そしたら、意見書に関しましては、これはあくまで町の意見ですから、別にこちらで何を書けとかいう指導したことは一切ありませんと。要綱は渡してありますけどとおっしゃいました。これも県と町との見解の相違です。後々明らかになると思いますが、どちらが正しいか。

それで、そのときに、「不適」と出したからといって、実はこれは売買が中止になるとかいう問題ではないんです。ただ、唯一そこで「不適」と出すということは、ちゃんと業者に対して、町は阻止しますよというメッセージを伝えられるという利点はございます。町長は、ちなみに町として、今、口で阻止とはおっしゃっていますが、その開発業者に対して正式に「うちは阻止します」という申し入れ等は本日までなされておりますでしょう

か。

○企画財政課長（吉本正剛君）　今の件ですが、行政というのは法律に基づいて執行していかなければなりません。相手が誰であろうと憲法のもとの平等を持っている以上は、それを犯すようなことがあれば、行政指導がありますが、それにのっとったところで、申請が上がる分について、何ら問題がなければ、そういった措置をすることはできません。また、今「不適」とすることができるような話をされていますが、これは県と十分一緒に協議をして出した回答ですので、県ともそういうことでいいでしょうということで、後は意見書を付けて出してくださいということでしたので、そういうことで処理したところです。

○４番（福永　啓君）　次の答えがされてませんけど。業者に対してきちっと阻止の意思表示をされましたか、申し入れをされましたか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　先ほど言いましたように、行政は法でもって、のっとって仕事をしていきますので、さっき言いましたように、阻止ということは言っておりません。ただ、その書類に沿って「適合」「不適合」という書面をもって意見書を付けて、あとは県の判断になりますので。あとは県が勧告かそういった対応ができますので、そちらの判断になるということになります。

○４番（福永　啓君）　私が聞いたのは、今まで業者に対して何か町が、町長は口では阻止とおっしゃってますが、きちっと業者に対して阻止しますという申し入れ等をなされたことがありますか、今日に至るまで。なされたとしたらいつですかということをお聞きしています。

○町長（山本孝二君）　福永議員は、町長の発言の重みというのをよく感じておられないと思います。議会でも阻止するということで、阻止の方向でと最初言って、阻止すると。そして新聞等にも阻止すると。そのことだけでもう町は阻止すると。そして議会でも反対署名5,400名の署名があって、請願書を採択されて意見書を出されたと。これで、町は町長も議会も阻止の方向で行くと。それ以上、何が必要なのでしょうか。

○４番（福永　啓君）　少なくとも、去年の12月時点では、その業者の方は町民から、もう既に署名が始まっていながら、町長も阻止という発言を11月議会で行っていながら、その業者の方がおっしゃったのは、「そういう話は一切私は聞いておりません。町と折衝に行きましたけど、町長が阻止ということを聞いたのは今が初めてです」ということをおっしゃっておりました。12月の時点です。だから、きちっとそういうのが伝わっていないんです。

伝えてない、伝わっていない、これがどちらか私はわかりません。ですから、今やらなければいけないのは、町民の皆さんが求められているのは、もう手続論者ないんです。どうやって阻止するかという第二段階目なんです。だから、お聞きしているんです。まず、どうやって阻止するかの前に、きちっと相手に阻止しますよというのが果たして伝わっているか、これが非常に不明なところがございます。

まず、町長は要綱と法律等で対応するとおっしゃっていますが、もし問題が起きたとき、それで十分実効性がある対応ができるのなら、どの町もわざわざ条例を制定する必要はありません。法律とか要綱で対応できないから条例を制定するわけです。御船町はなぜそれで対応できると思われるんですか。

○町長（山本孝二君）　条例というのは何の条例のことでしょうか。

○４番（福永　啓君）　開発とか環境とか、それを保全する条例、これは必要性を重視、私は去年一昨年の８月にも言いました。課としては必要性は感じているが、町長はその時点でも作らないとおっしゃいました。そして前回11月のときも、そういう開発を規制するような条例です、実効性をもって。そういうのを作らずに法律、要綱で対処するとおっしゃいました。だから、なぜそれがそうできるのか。何を根拠にそれができると思われるのか。ちょっとお願いします。

○町長（山本孝二君）　条例は、何かしばらくはみんな「景観条例、景観条例」と言って、景観条例を制定すれば、もうすべて阻止できるような雰囲気で、町民の方もみんな景観条例、景観条例と言って、何景観条例、景観条例は必要だけれども、これを阻止するためには景観条例よりも国土五法のほうがいいですよと、法律で県の許可もあるし、町も3,000平方メートル以上は開発の許可が要るし、業者は要綱といっても守られるんですよ。都市計画法に基づくところの許可は県ですので、その中で抑えると。

そして、もう１つは、これを言うと、すぐ言われると思いますけど、具体的な開発計画を出されてないんですよ。「出されている、出されている」と言われますけど、それは絵はあるけれども、実際開発行為には申請が必要なんです。全く開発行為の手続さえなされてないんですから。それでもって、あなたの一番好きな見込みで走るじゃないですか。すべて見込みでしょう、これも。それを想定で、自分の思いでして、それであなたは責任とれるんですか。

○４番（福永　啓君）　そっくりあなたにそのままお返ししたいですね。見込みでそうやって

あなたはずっと事業をやってきているんですよ。竹バイオにしろこれにしろです。本当に、そういう根拠がない。私はさっき言ったように、根拠を言っている。でもあなたはすべて自分の考えなんです、言っているのは。こうだった、こうだった。それに対して何ら根拠を示してないんですよ。いつも一緒、竹のときも一緒。もういいです、こういう議論はあなたはここで行おうとすること自体が間違い。私たちはもっと、今私は議員として、ちゃんと、どうやって止めようかみたいな話をしたいんです。何でそういう話にさせてくれないんですか。

○町長（山本孝二君）　先へ先へと進まれますけど、あなたが調べて出す、もともと一昨年平成25年というのから、スタートから間違っているんです。そして、次の議論のにきからすべて間違っているんです。もうその辺の一つ一つ、あなたは言うのは得意だけど、私が言うとに答えないじゃないですか。誤りは誤りと認めてくださいよ。

○４番（福永　啓君）　何回も答えているでしょう。議会の正式なもので、そういうふうに聞いていましたと。私たちはそれを根拠にするしかないんですよ。議会の参考人招致の議事録に書いてありましたし、そのメモにも書いてありました。そういうふうに聞こえています。だから、それを取り消すんだったらきちっと町で証人喚問か何かしてください。そしたら、私もそこで質疑の中で取り消すこともできます。そして、その後に言いました。課長の発言、これも議会の中で、あなたが答弁しているんですよ、こういうふうに、そうとしか取れないように。だから、それをもとに書くしかないんです。そういうふうにあなたがおっしゃっていることと、事実が、あなたはただ言いよんなはるとですよ。町長、もうただ言わんでね。

次、そういうふうに何か議論させてくれないですね。これ、進めますけど、町として阻止するという意向や町民が反対している事実、これを町は業者に対して直接伝えてはいないということなんですね、まだ。

○企画財政課長（吉本正剛君）　今の案件については、今町長が申し上げられたとおりです。

それから、あの後、議会の請願・採択が新聞に載った後に、業者が来られて、その辺の確認をされまして、悩んでおられたというか、今後の対応を懸念しておられたようなところはありました。

○４番（福永　啓君）　今のは、ちょっと詳しくお聞かせください。そこで初めて業者に伝わったんじゃないかなと思うんですが。業者はどのようなことをおっしゃってましたか。先

日は、初めてここでそういう話を聞いて、びっくりしてますと。例えそうであっても、住民の理解を得て工事を進めたいと参考人招致ではおっしゃっていました。そのときはどのようにおっしゃいましたか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　町の反対意見は薄ら薄らわかっておられたかと私のほうでは判断しています。そこに議会の請願の採択の新聞が出たところで、さらに困ったなという話を、明くる日ぐらいに来られて、話をされました。それは事実です。その後、「どうしましょうか」と言われましたので、「町はどうしましょうかでは、あなたたちがしっかり考えてください」という答弁をしました。

○４番（福永　啓君）　まず、町民の方々が求めていらっしゃるのは、とにかく入れないでくださいと、あの団体というのは、ということが最優先なんです。それについて、現状でも阻止できることが幾つかあると思います。ちょっと確認したいんですが、手前のほうのコンクリートの道がありますね、のんびり村に行くコンクリートの道。あれは、コンクリート舗装は簡易舗装になっております。本来、そういう工事車両とか大型車両が通れる規格になっていないと思うんです。あれは町の判断、道路管理者の判断として、工事車両通行止めとか、そういうことができますか。

○建設課長（松永正夫君）　あれは私有地内で、個人でつくられた道路になりますので、道路としての認定はしておりません。[「横の土地です」と呼ぶ者あり]あれは町道です。化石広場から上ったところの、一部50メートルぐらいですか、コンクリート舗装してあるところ。あれは町道になります。

○４番（福永　啓君）　ですから、町道になってますから、コンクリート舗装ですから、本来であれば、そこは大型車両が通行できるような道路規格ではないんです、コンクリート舗装というのは。それを町の道路管理者の考え方として、大型車を通行止めとか、工事車両を通行止めとか、そういうことはできますかということを聞いているんです。

○建設課長（松永正夫君）　重量規制はしておりません。[「できるか、できないか」と呼ぶ者あり]重量規制ですか。[「はい、できるか、できないかです」と呼ぶ者あり]ちょっと難しいと思います。

○４番（福永　啓君）　コンクリートですから重量規制はできますよ。コンクリート道路ですから、アスファルトではなく。あれは簡易舗装の部類に入りますので、道路構造法上、重量規制はできると思います。ちょっと調べてください。

それと、あそこから今度は入るほうです。さっき言った入るほう。アスファルト舗装してあります、入るほう。これは里道に一部なっていますでしょうか。それとも全部私有地でしょうか。

○建設課長（松永正夫君）　右に降りていく道路のことでしょうか。[「はい」と呼ぶ者あり]あれについては、全部私有地内の道路です。個人の道路です。

○４番（福永　啓君）　里道は含まれてないということで、途中を暗渠が通りますよね。暗渠、水路が通っていると思うんですが、水路の上を、水路のところは町の道路になると思うんです。ちょうどあそこを右から降りていって、水路があるんです。水路の上は暗渠になると思います。その水路について、この水路のところを町が管理者、所有者になっていると思うんですが、そこの上を、そういう工事車両通行止めとか、そういうことができますか。

○建設課長（松永正夫君）　水路については、町が管理しております。その上に乗せてある暗渠部分については、以前の業者が通行のために入れた暗渠になっております。

○４番（福永　啓君）　そこの規制はできますかと。

○建設課長（松永正夫君）　そこは、つくった業者が自分のために入れておりますので、こちらで、道路のために役場がつくった暗渠ではありませんので、規制はできないです。

○４番（福永　啓君）　それは規制できますでしょう。土地の上をただ、町の土地ですよ、あの上は、水路ですよ。そこですから、そのものに関しては、いかがなんですか、町の所有にならないんですか、その土地自体は。その上になっているところ自体は。

そこが今すぐお答えになれなかったんだったら、そこのところです、これに対してきちっと通行止めですとか、そこに対して、暗渠のところ、上は町の土地なんです。そこを通行止めというのは法的にできるか、できないか。まずできるか、できないかからしていただきたいということなんです。

さっき町長は、またちゃんと答えてください。一つ答えてほしいんです、わからないんですよ。町長は、条例とか要綱でやるとか言っているじゃないですか。どこでも開発とか、そういうのに関する、それができないから、開発とか、開発阻止とか、そういう条例を作ってやっているんですよ。なぜ町長はそれができると思われるんですか。

○町長（山本孝二君）　その前にお尋ねします。

○４番（福永　啓君）　その前というか、私の質問に答えてから言ってください。

○町長（山本孝二君）　答えてから質問します。

もう実際、条例作ったとするじゃないですか。条例は簡単には作れませんよね。簡単には、しっかり。で作ったとするでしょう。しかし抑止力にならないですよ、遡及しないから、前に返られないから。例えば作って、今年の４月からするとしても、もう実際動いているからできないというのが１つです。もう１つは、条例を作るとメリット・デメリットありますよね。その点をしっかり考えないとできない。先ほど田端議員が言われたように、自治基本条例もしっかり協議していかないとできないというのもあるんです。それで条例を作ってもいいんですよ。しかし、それよりも今の国土五法の中で、県ときちんと連係プレーして阻止の方向で動いていくほうが一番いいと判断しています。

○４番（福永　啓君）　・・手法の問題があるでしょうね。私は全く、今要綱とかもあります。要綱をそのまま条例に上げるという方法もありますし、今現在、水です。水は条例、その他国土五法では守れません。県の条例でも守れません。何本でも井戸は掘れます。そういう状況です。100本掘ったっていい。冗談抜きです、小さかったら。そういう状況が現在現としてあるんです。それは条例じゃないと守れない。そういう状況があるのに、私はわからないんですよ、町長が、何か条例を作らんで守る。どやんして守ると言いなはるけん。

じゃあ、水はどうやってまもりましょう。例えば向こうの方がすごいいっぱい井戸を掘んなはったって、そういうときはどやんして守るですか、町は。

○みず環境課長（古閑弘実君）　お答えします。

熊本県には地下水条例というのがありまして、御船町がその重点区域に入っております。その中で、届け出の規制と許可の規制があります。それに基づいてやれば町としても守っていけるという状況で判断しています。

○４番（福永　啓君）　さっき言いましたが、５ミリ以上なんです、50ミリ以上なんですよ。だから、50ミリ以下は何本掘ったっていいんですよ。だから、そういう条例に抜け穴があるから、ほかの市町村は独自の条例を作って、今度は温泉の話もあります。独自の条例を作って開発を止めようとするんです。それをやらないからやりましょうと。絶対止めるんだったらそれをせんと止まらんですよという話をしているんです。

○みず環境課長（古閑弘実君）　ただ今言われたことにつきまして、許認可について、ある取水の径が19センチメートル以上になれば許可が必要となっております。こちらの運用につきましては、１つ、２つ増やしていって、それを超えたら規制の対象になるというふうに話を聞いております。

○４番（福永　啓君）　同じ土地内で、これが５ミリと、これが４ミリ、４ミリ、４ミリ、それが全部合わせたと。それが例えばあの中でどれだけ離れていればそれが計算されないのか、どれだけ離れていれば計算されるのかとか。私が言っているのは、悪質業者に対して私は言っているんです。一般業者だったらそういうことはせんですたい。でも、今回みたいにモラルのない悪質な業者に対しては、徹底的に町としても攻勢しなければいけない。裁判になることもあるでしょう。しかし、実際西原村では裁判になっています。そういうときに、町民が訴えられるんじゃなくて、町が町民の盾となって裁判を受けるぐらいの覚悟でこれについて止めていただきたいと思います。時間もありませんので、次に進みます。

竹バイオマス問題について、まず、現在の、さっき若干話されました。前回も特に元社長に関する約1,500万円については、なぜ、もう既に強制手続きが行えるにもかかわらずしないのですかということを、前回もお聞きしましたところ、今からそういうのも視野に入れていくと。そして町長は自分で決めるとおっしゃいました。もう大分経っています。もう今現在強制手続きは行われましたか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　今進めているところです。

○４番（福永　啓君）　手続きを、いるからどのような、強制手続きも今進めているところですと、じゃなくて、どういう書類を向こうにいつ頃発送して、どういうふうに進んでいるか、それをちょっとお聞かせください。

○企画財政課長（吉本正剛君）　その件は、内容については、控えさせてください。今進めていますので。

○４番（福永　啓君）　それをずっと、前回も今進めています、前回も進めていますと、内容は言いません。で、今現在、じゃ一つこれは言えるでしょう。今現在強制手続きは始まっていますか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　これは、いろいろ情報が漏れますと、またいろいろこちらにも不利な要件があるかと思いますので、今進めていると。以上で終わります。

○４番（福永　啓君）　いいですね。

あと、破産手続きに関する状況なんですが、現在御船竹資源は幾らの負債があるんでしょうか。そのうち、御船町に対する負債は幾らですか。ヤスジマを含む他者は債権者となっていますか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　今、これも御存じのとおり今月末に言い渡しがありますので、

そちらのほうまではちょっと控えさせてください。

○４番（福永　啓君）　もう、結審になっているので今ここで何かを言ったこと自体が何ら影響はしないんです。もう裁判は結審されていますので。なぜそういう状況について、控えなければならないのか、結審しているにもかかわらず。それを聞かせてください。

○企画財政課長（吉本正剛君）　正しい情報をまず提供する必要がありますので、しっかりとしたそのあたりの正しい情報が出ましてから、周知したいと思っています。

○４番（福永　啓君）　御船竹資源に関する回収なんですが、現在は今まで、もうこれは何年にもなりますね。どのような、まず御船竹資源は、実際帳面上は６億円の資産が、仕事をしているので６億円の資産があるはずです。今まで御船町は幾らの資産があると、確認されている資産は幾らでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　いわゆる確認しているのは実績報告で確認した、いわゆる補助金返還分相当に係る、約補助金が２分の１ですので、その倍の６億円程度というところです。

○４番（福永　啓君）　６億円の資産があるということですので、じゃあ、それについても、返還手続きを行っているとおっしゃいました。その一つ一つの６億円についての資産、これは確認されましたか。そして今現在、どれぐらいの資産があると把握されていますか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　その件については、一部進んでいるところもありますが、いわゆる先ほど言いましたように、６億円分の確認をしたことによっての３億円の補助金が流れていますので、６億円分の確認しかしていません。あとの数値はわかりません。

○４番（福永　啓君）　それは交付のときで、私が言っているのは返還の段階です。６億円は確認しました。実際返還命令が出て、町は３億円の名義付債権を持っているわけです。その際、向こうの財産を調べておりますと、何回もおっしゃいましたよね、調査中ですと。その中で調べているんでしょう。だから、今現在、その当時６億円の負債があると。その後調査でどれくらいの資産があると確認されていますか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　いわゆるヤスジマの関係かと思いますが、そのあたりも今裁判が行われていますし、またそのあたりの金額については、不本意に言えませんので、控えさせてください。

○４番（福永　啓君）　都合がいいときはそれを使うんですよね。じゃ、なぜ今度は、私はこれは既に確定したものについて聞いているんですよ。よろしいですか。ヤスジマの裁判は

関係ないんですよ。御船町は既に３億円の債券を向こうから持っているわけです。その手続きを進めなければいけないんです。ヤスジマ抜きにしても。で、調査をしているわけなんでしょう。なぜそれがヤスジマの裁判と関係するのか。あと、元社長に対してもそうです。これに対しましても、もう既に確定しているわけなんです。そして、町民の方々からは、強制手続きが粛々と進んでおります。一方同じように町に債権がある別役氏からは、もう何箇月も取っていない。こういう現状は行政として非常に不公平、行政行為等ゆがみになると思います。それに対してどう思われますでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　すべての案件が、いわゆる今５件ほど、原告が３件、あと被告が２件となっていますが、すべてのことが絡み合っていますので、内容については控えさせてください。それから、個人に対しては先ほど言いましたように、進めているところです。

○４番（福永　啓君）　絡み合っていません、絡めているのはあなたたちなんです。個別にお聞きしても、そういう答えしか出てこない。わかりました。じゃあ、次に財政問題についてお聞きします。

○議長（岩田重成君）　福永議員、今一応１時間たちました。３人の方々は１時間で全部終わりましたので、よろしくお願いします。

○４番（福永　啓君）　・・・ないことを町長が長々と述べられましたので、仕方なく、それがなければもう終わっていますので。質問に答えていただけないので、仕方ないんですよ。

次、財政問題についてお聞きいたします。まず、ちょっと私の最初の発言でもありましたが、町長はよく補正債分について、これは町が返さんでいいとか、後々交付税で全額が返ってくるということを話されております。企画財政課長、それは、この補正債分は町が返さんでよかっですか。単純に言ってください。

○企画財政課長（吉本正剛君）　このあたりの案件についてが誤解をされた報道がなされていますので、しっかり説明しておきますが、町は、それによって借り入れた借金、いわゆる補正予算債に係る元利償還金は返さなければなりません。その元利償還金は裏負担といいますか、交付税措置をされると、担保されていると。財政需要額に措置されているということです。

○４番（福永　啓君）　それは100％町が借りて、100％町が返さなければいけない。その返済額は、基準財政需要額に全額足されるということでよろしいですね。

○企画財政課長（吉本正剛君）　基準財政需要額に二通りのやり方がありますから、それに全部参入をされるということです。

○４番（福永　啓君）　そうしますと、基準財政需要額に足された場合、交付金は、その基準財政需要額に足された分だけ増えるんでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　そのとおりです。

○４番（福永　啓君）　なるほど。そうしましたら、基準財政需要額、これが1,000万円に100増えれば翌年の交付金、町に対する交付金も100増えるわけですね、現実問題として。

○企画財政課長（吉本正剛君）　そこは、基準財政需要額に措置されますので、あとは基準財政、交付税というのは基準財政、収入額と需要額の簡単に言えば差ということになりますので、そこらあたりは、前々から言っていますように、いわゆる基準財政収入額が増加すれば需要額は減ります。いわゆる補正予算債というのは、いわゆるこういった補正、経済対策等に伴って、地方団体が事業を実施する上で円滑に行われるように、そういった国の対策に沿って町が行うわけですが。そちらのあたりはちゃんとした地方財政の万全の措置をされるということになります。負担金ですね。

○４番（福永　啓君）　例えば過去10年間にわたって、基準財政需要額が上がりました。基準財政需要額の変化、10上がったら10上がったとします。そしたら地方交付税額はその基準財政需要額が上がった分だけ必ず増えるんでしょうか。さっきおっしゃったみたいに、ほかの要因で変わってくる。大体どれぐらい増えていますか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　基準財政需要額というのは、いわゆる今回みたいに投資的経費等がいっぱいと言うと失礼ですが、そのあたり、そのときの年度によって上げ下げがきますので、ある時期ではそういった需要額が増えて収入額が減ったり、収入額が増えて減ったりしますので、増えたり減ったりする変動があります。ちなみに、交付税関係は、過去ずっと約20年ぐらい前から比べると、需要額は20年前の平成６年の資料を持っていますが、35億円です。今は36億円、37億円か。あんまり変わっていません。一番大きかった頃は42億円ほどあっています。これは平成12年です。多分この頃はまだまだカルチャー・スポーツセンター関係があったからだと思いますが、収入額は平成６年は11億円であったのが、平成25年度では13億円です。２億円くらい増えております。

交付税は、大体うちの町は23億円から25億円の間をいっているところです。一番大きかったのは、先ほど、平成12年が需要額が高いと言ったかと、42億円と言っていましたが、

このときが平成12年の交付税は31億8,000万円来ております。ですから、交付税というのは、そういった需要額とか収入額、そのあたりの影響を受けて調整がありますので、よく福永議員が言われる、国の交付税措置も平成12年度から来ると、一番最低が平成19年度でしたが、その後は若干平成24年度ぐらいまで伸びてきております。そしてまた微妙に最近は少しずつ減ってきている状況であります。

○４番（福永　啓君）　ですから、地方債の基準財政需要額が乗った分、算入された分、それが全額上乗せされて返ってくるという保証はどこにあるんでしょうか。

○企画財政課長（吉本正剛君）　あと論説でちょっと申しますと、慶應義塾大学の先生が言っておられるところによりますと、地方債、いわゆる交付税によって措置されることが事前に決まっている地方債、こういった補正予算債を始めいろんな過疎債だったり義務教育債、いろんなその起債によって、交付税措置のパーセントの割合が違います。補正予算債については100％基準財政需要額に算入されるということですが、この地方公共団体によって事前に決まっている地方債は、地方公共団体自身の債務ではないという認識を持っておられます。いわゆる交付税によって補給される元利償還金は地方公共団体の支出ではない。また交付税によって補給される公債費残高、地方債残高は地方公共団体の債務ではないという論説もされている大学の先生もおられます。

そういった形で、こういった経済対策に伴っての、いわゆる補正予算債というのは、それだけいろんな、過疎地域では過疎債というのが一番ベストな地方債なんですが、それに近い、またはそれ以上のこういった交付税措置が施されると。いわゆる町の債務ではないという認識を持っていいですよということも言われています。

○４番（福永　啓君）　よくわかりました。その認識は非常に危ないですね。過疎債も同じです。そして、この補正債も同じです。これは町の債権ではないという認識を持って財政運営に当たっていれば、後々地方交付税は下がっていきます。今現在、ここ10年です、私計算しました。基準財政需要額が100上がったら、上がった分、翌年どれだけ地方交付税が上がったのか。大体平均25から26％しか上がってないんです。逆転している年もあります、10年間平均で。今後、これが逆転する可能性もある。下がる可能性もある。もともと人口が減れば交付税は下がっていきます。そうすると、それに本来担保されていたはずのお金を町の基本的支出に使わなければならなくなってくる。今、過疎債ですとか、補正債は町の借金と考えなくてもいいと、そういう認識で企画財政課長、あなたは財政運営をなさっ

ているんですか、私は驚きましたけれど。

○企画財政課長（吉本正剛君）　そういう認識を持ってもいいとは思いますが、先ほど午前中の答弁で申しましたが、自分のところの懐の中での財政運営しかしませんので、絶対心配されるようなことはありませんし、また健全な財政を示していくように、しっかりとした執行部としては財政運営を、住民向上の低下につながらないようにはやっていくつもりです。どんなに、今回の平成27年度の当初予算もそうですが、必ず歳入歳出のバランスはとっていきます。その中には借金というか、地方債で抱えた返還する部分も入っていますので、いわゆるスポーツセンター、カルチャーセンターをつくったときには、それなりの9,000万円近い毎年の返済がありましたが、このときにもどうにか残高、基金は少なかったんですが、乗り切ってきました。今回もその分については、しっかり基金残高も13億円ほどありますので、そのあたりは余裕という言い方は失礼ですが、しっかりそこはそこでためて、先ほど言いましたように、できるだけ基金は取り崩さないように、そしてしっかりした住民サービスの低下に陥らないように、財政運営は行っていきますので、心配される分は有り難いですが、そのあたりもしっかり、こういったまちづくり計画書の中で皆さんたちに報告していきますので、そこは住民の皆さん、しっかりチェックをしてもらいたいと思っております。

○４番（福永　啓君）　もう時間も来ましたので、基金も実はこの類似団体、総務省が挙げている類似団体に比べれば、１人当たりの基金、これ平均より低いんです、御船町は。ごめんなさい、基金です。町民１人当たり８万9,000円、御船はです。ところが類似団体は24万9,000円、１人当たり。これは低いんですよ。しかもさっきの田端議員の質問にありましたが、毎年減っていかざるを得ないような財政計画になっている。しかも絶対返さなければいけない補正債に関して、これは町の借金ではないと思っているというような認識を今おっしゃっていましたが、大変驚きました。このような財政の運営のもとでは、町の財政が今後大変危惧されるところであります。早急にそれを見直して、もういいです、質問してませんから、あなたには、答えなくていいです。早急に見直していただいて、財政運営を改善してください。

○町長（山本孝二君）　質問じゃなくて、答弁じゃないですけど、今、負担とサービスの問題なんですよ。仕事をしなければ、地域の実情に要求を満たすためには、仕事をしなければならない分がたくさんあります。その財源の裏付けをどこから持ってくるかということで、

今回の補正予算は非常にマッチした、一番的を射た時期に来たということです。地方創生というのは、今後はまた更に住民のニーズを把握したところで必要ならばやると、無駄金は使いませんので、その点はよろしくお願いします。

○４番（福永　啓君）　・・と思ったけど、最後に。地方創生は、今の御船町と全く逆の方向に走っています。少しでも町税の独自財源を上げて、交付税を減らしていこうという方向に走っています。今同じような財政運営で進んでいくことは、国の大きな地方創生の流れに反すると思いますし、今後大変危惧されるということで、財政運営は即刻改善していただきたいということで終わります。

○建設課長（松永正夫君）　コンクリート舗装の件ですけど、あそこは、規制をかけた場合、今まで通行されている一般車両、大型車両に害を与えかねますので、できないということです。できないです。できません。しないです。

○４番（福永　啓君）　そこなんです、問題は。しないとできいでは違うんです。そのほうがいいと思っているのか、それともういっちょはできるけど、町としてはしないほうがいいと思っているのか。できる、できないか、どっちなんですか。

○建設課長（松永正夫君）　規制については御船町では定めておりませんのでできません。できない。

それと、広沢水の河川管理ですけれど、のんびり村ができる以前から地域住民、農家関係者の方がつくられて、今現在使用されていますのでなかなか制限は難しいです。